

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則

令和4年3月18日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成14年八千代市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例第5条第3号の災害の防止その他の事情を考慮して支障がない土地の区域）

第2条 条例第5条第3号の災害の防止その他の事情を考慮して支障がない土地の区域として規則で定める土地の区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 条例第5条第3号アからカまでに掲げる区域のうち、当該区域の指定が解除され、又は廃止されることが決定しているもの
- (2) 条例第5条第3号カに掲げる区域のうち、市長が別に定める安全上及び避難上の対策の実施が行われることにより、安全性が確保されると認められるもの

（条例第5条第3号カの規則で定める土地の区域）

第3条 条例第5条第3号カの規則で定める土地の区域は、洪水又は雨水出水により浸水した場合に想定される水深が3.0メートル以上となるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。